

一関幹線管渠点検業務委託特記仕様書

(磐井川流域下水道 一関処理区)

令和 8 年 度

北上川上流流域下水道事務所

一 関 幹 線 管 渠 点 検 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

第 1 適用範囲

本仕様書は、「一関幹線管渠点検業務委託」に適用する。

本仕様書に記載なき事項は、委託業務共通仕様書を適用する。

第 2 業務概要

本業務委託は、下水道管渠などの施設の状態を把握し、事故を未然に防ぐため定期的に巡回点検を実施するものである。

第 3 業務内容

(1) 通常時点検 36 回

幹線管渠部、及びマンホール部は月 3 回（概ね 10 日に 1 回）巡回点検を実施し、その都度、監督員及び業務監理員（以下「監督職員等」という。）に流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書（以下「巡回点検報告書」という。）を提出するものとする。

(2) 水門・ゲート部のフェンス等点検 2 回

水門・ゲート部の敷地内及びフェンス、ポンプ場は年 2 回（概ね 6 ヶ月に 1 回）の巡回点検を行い、その都度、監督職員等に巡回点検報告書を提出するものとする。

(3) 河川占用許可標示板の点検 1 回

以下に示す河川占用箇所における、河川占用許可標示板の設置状況を年 1 回点検するものとする。

吸川、磐井川、太田川

(4) 施設案内標識 1 回

浄化センター等の施設案内標識について、設置状況を年 1 回点検するものとする。

(5) マンホール蓋の開閉及び受枠清掃 1 回

以下の箇所について、出水期（7 月～9 月）前にマンホール蓋を開閉し、併せて受枠の清掃を行うものとする。

一関幹線 M58

(6) マンホール段差簡易補修 欠損部補修工（パッチング） 0.2 t

マンホールと舗装に段差等が認められる場合は、簡易補修を実施するものとする。

(7) 異常時点検

震度 4 以上の地震が発生した場合は、別添「地震直後の管渠施設緊急点検方法について」のとおり自主的に巡回点検を実施した後異常の有無を電話で監督職員等に報告し、報告書は後日提出するものとする。

また、地震以外の災害等については、監督職員等が電話等により受注者に対し巡回点検を指示するものとする。

巡回点検回数が異常事態の発生により年間 36 回を超える場合は、設計変更の対象

とするものとする。

(8) 巡回点検方法

巡回点検は、下水道幹線管渠沿いに車両等により道路上及び河川堤防等から目視点検するものであり、点検項目は、(10)に示すとおりである。

巡回点検中に異常等を発見した場合、緊急対応が必要な際は直ちに監督職員等に電話等で連絡し、指示を受けるものとする。

交通誘導が必要な場合は、予め道路管理者及び所轄警察署に手続きする必要があるため、事前に監督職員等へその旨報告するものとする。

(9) 巡回点検対象幹線

一関幹線 延長 8.9km

(10) 点検項目

1) 管渠部 (月3回)

- ア 路面の陥没の有無
- イ 地表面の沈下の有無
- ウ 管渠埋設個所の近接工事等による損傷の有無
- エ 路面車輛運行への支障の有無
- オ 土砂流入有無

2) マンホール部 (月3回)

- ア 受枠、蓋及び鍵の損傷の有無
- イ 蓋の磨耗、ガタツキ及び音鳴り等の有無
- ウ マンホール廻りの不等沈下及び路面段差の有無
- エ マンホール周辺の工事等による損傷の有無

3) 水門ゲート部 (年2回)

- ア ゲート廻りのフェンスおよび鍵の損傷の有無
- イ ゲート周りの近接工事等による損傷の有無
- ウ ゲート室管理マンホール受枠、蓋及び鍵の損傷の有無

4) ポンプ場 (年2回)

- ア 建物及び屋根の異常の有無
- イ 建物周りのフェンス及びかぎの損傷の有無
- ウ 基礎や地表面の沈下の有無
- エ 他の施設による異常の有無

5) 河川占用許可標示板 (年1回)

- ア 標識柱の異常の有無
- イ 標示板の異常の有無
- ウ 標示板固定金具の異常の有無

6) 施設案内標識 (年1回)

- ア 標識柱の異常の有無
- イ 標識板の異常の有無
- ウ 標識板固定金具の異常の有無

(1 1) 施設の修繕等

点検の結果判明した施設管理上支障となる不具合により、補修が必要と認められる場合は、監督員等は受注者と協議のうえ補修を指示するものとする。受注者は、すみやかに補修を実施し、後日、補修前後の状況について報告書にとりまとめ提出するものとする。なお、この指示による補修は設計変更の対象とする。

第4 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、監督職員等に提出し承諾を得なければならない。
- (2) 監督職員等が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- (3) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - 1) 業務概要
 - 2) 業務工程表
 - 3) 業務体制及び業務組織表
 - 4) 安全管理
 - 5) 業務内容及び手順
 - 6) 緊急時の体制及び対応
 - 7) その他

第5 流域下水道幹線管渠等巡回点検報告書

(1) 巡回点検報告書

別紙様式のとおりとする。巡回点検報告書(2)(3)については、全マンホール間ごとに判定することを基本とするが、異常箇所が無い場合は、省略することが出来る。報告書のサイズはA4版とする。

(2) 写真管理

異常箇所、及びマンホール等状況を点検毎提出する。なお、マンホール状況写真は、年36回の巡回点検で全マンホールを2巡するよう計画し撮影すること。

- 1) 写真の大きさ
サービスサイズとし、A4版の写真帳にまとめること。
- 2) デジタル写真
デジタル写真とし、プリントした際に日付が出力されるようにカメラを設定すること。
- 3) デジタル写真条件

- ア) 有効画素数 100 万画素 程度
- イ) 拡張子 J P G
- ウ) 印刷は 3 年程度に顕著な劣化が生じないこと。
- エ) 業務完了後、電子媒体 (CD-R、DVD-R など) にまとめ提出すること。
(点検日、位置が分かるようにすること)

4) 撮影要領

- ア) 通行車両や歩行者、自転車等及び点検者の安全を確保して撮影すること。
- イ) 撮影対象の近くにバリケード又はカラーコーンなどを置き周囲に注意喚起すると共に、点検者の安全を確保のこと。ただし、撮影対象を隠さないよう注意すること。
- ウ) 点検箇所全体の分かる「全景」と、点検対象の状態がはっきり判読できる「近景」とを区別して撮影すること。

第 6 マンホール段差簡易補修

(1) 補修必要箇所の状況報告書

管渠点検を実施した結果、段差補修の必要が認められる場合には、その状況と数量等が判断出来る資料を添えて、巡回点検報告書 (8) にて報告するものとする。

(2) 段差補修の実施

上記 (1) で報告を行い、監督職員等の指示を受けて、段差補修を実施するものとする。また、道路使用許可及び交通誘導の必要を事前に調査し、受注者が中心となり、必要な手続きを行うものとする。

緊急に処置が必要となった場合は、電話等で監督職員等に連絡をし、指示を受けてから補修を実施すること。後日、補修前と補修後の状況を報告書にまとめて提出するものとする。

(3) 段差補修実績報告書の提出

上記 (2) で実施した補修実績を毎月 1 回、巡回点検報告書 (9) にて報告するものとする。

段差補修実績報告書の結果により、当初想定数量と乖離が生じた場合には、設計変更の対象とするものとする。

第 7 幹線草刈

本業務委託には、幹線草刈業務を含み、対象箇所の草刈を年 2 回実施するものとする。また、刈草については、(有)バイオ・グリーンにて適正に処分するものとする。

なお、実績刈草処分量については、変更契約に反映して処理するものとする。

(1) 幹線草刈箇所

- 1) 太田川左岸ゲート室 (一関幹線 M1)
- 2) 磐井川右岸ゲート室 (一関幹線 M48)

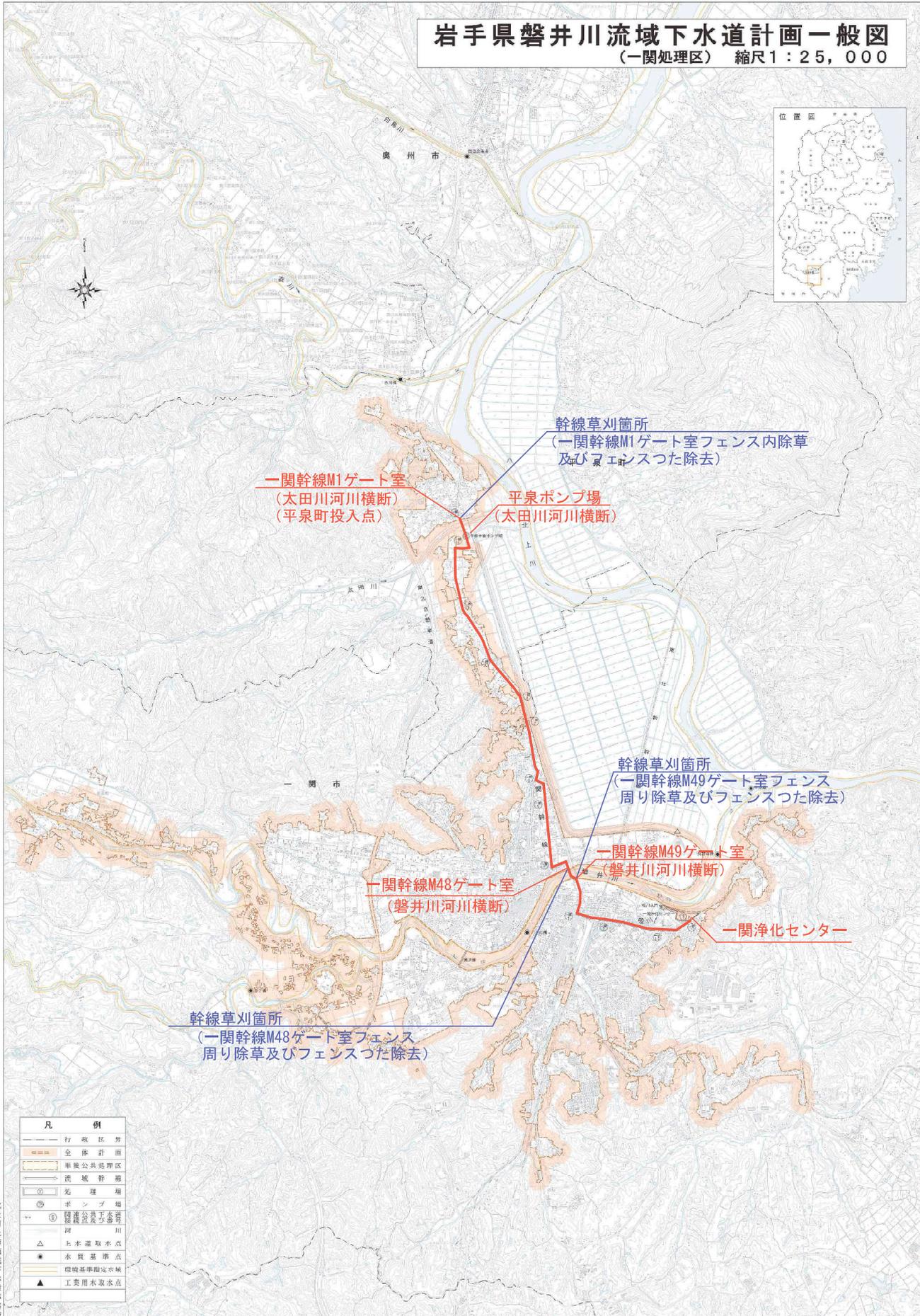
3) 磐井川左岸ゲート室 (一関幹線 M49)

第8 交通誘導警備員

本業務では、舗装補修に係る交通誘導警備を下表のとおり計上しているが、現場状況に伴い員数に増減が生じた場合は、監督員等と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	総配置員数	昼夜別	交替要員の有無
路線名： その他路線	検定合格者：0名 その他：2名	昼	無

岩手県磐井川流域下水道計画一般図 (一関処理区) 縮尺1:25,000



凡 例	
—	行政区界
—	全体計画
—	単独公共処理区
—	流域幹線
○	処理場
□	ポンプ場
○	河川
△	上水採取水点
●	水質基準点
■	環境基準指定水域
▲	工業用水取水点

北上川上流流域下水道事務所

平成30年2月

1:25,000

GISMAP 北陸建設株式会社

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院長の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平29情使、第419-GISMAP39146号)」

地震直後の管渠施設緊急点検方法について

1. 緊急点検の目的

管渠施設は延長・人孔数とも膨大であることから、地震直後の点検箇所について優先度を定め、迅速に施設状況確認及び被害状況把握をするとともに、応急措置（舗装補修、バリケード設置など）を実施することで、二次災害を未然に防ぐことを目的とするものである。

2. 緊急点検の優先順位及び点検範囲

- ① 第1次緊急点検（緊急輸送道路・特殊構造部分・その他被害を受けやすいと推定される部分）
- ② 第2次緊急点検（その他の全路線）

3. 点検開始及び点検結果の報告

（点検開始）

- ① 地震発生後直ちに自主的に点検を開始すること。
- ② 夜間に地震が発生した場合は、第1次緊急点検のみとし、第2次緊急点検は翌日の日中に実施すること。

\	昼間	夜間
震度4	第1次	第1次
震度5弱以上	第1次 第2次	第1次 (第2次は翌日)

（報告）

- ① 第1次緊急点検終了時、第2次緊急点検終了時に、その都度、監督職員（業務監理員）に口頭で報告し、その後速やかに別紙”緊急点検表”をFAXすること。

4. 震度別緊急点検範囲

- ① 震度4：第1次緊急点検
- ② 震度5弱以上：第1次緊急点検及び第2次緊急点検

5. 緊急点検時の点検内容及び留意点

- ① 特殊構造部分（水管橋、添架管）を点検する際は、双眼鏡等を使用し、漏水、管渠のズレ等を点検する。
- ② マンホール周囲の舗装等の沈下の有無を点検する。
- ③ 上記沈下が確認された場合はマンホール蓋を開けて汚水が流れているか点検する。（人孔内部には絶対に入らないこと。）
- ④ マンホールから汚水が流出していないか点検する。
- ⑤ 震度観測点毎に別紙”第1次緊急点検の管渠施設点検箇所表”に従って点検する。

6. その他

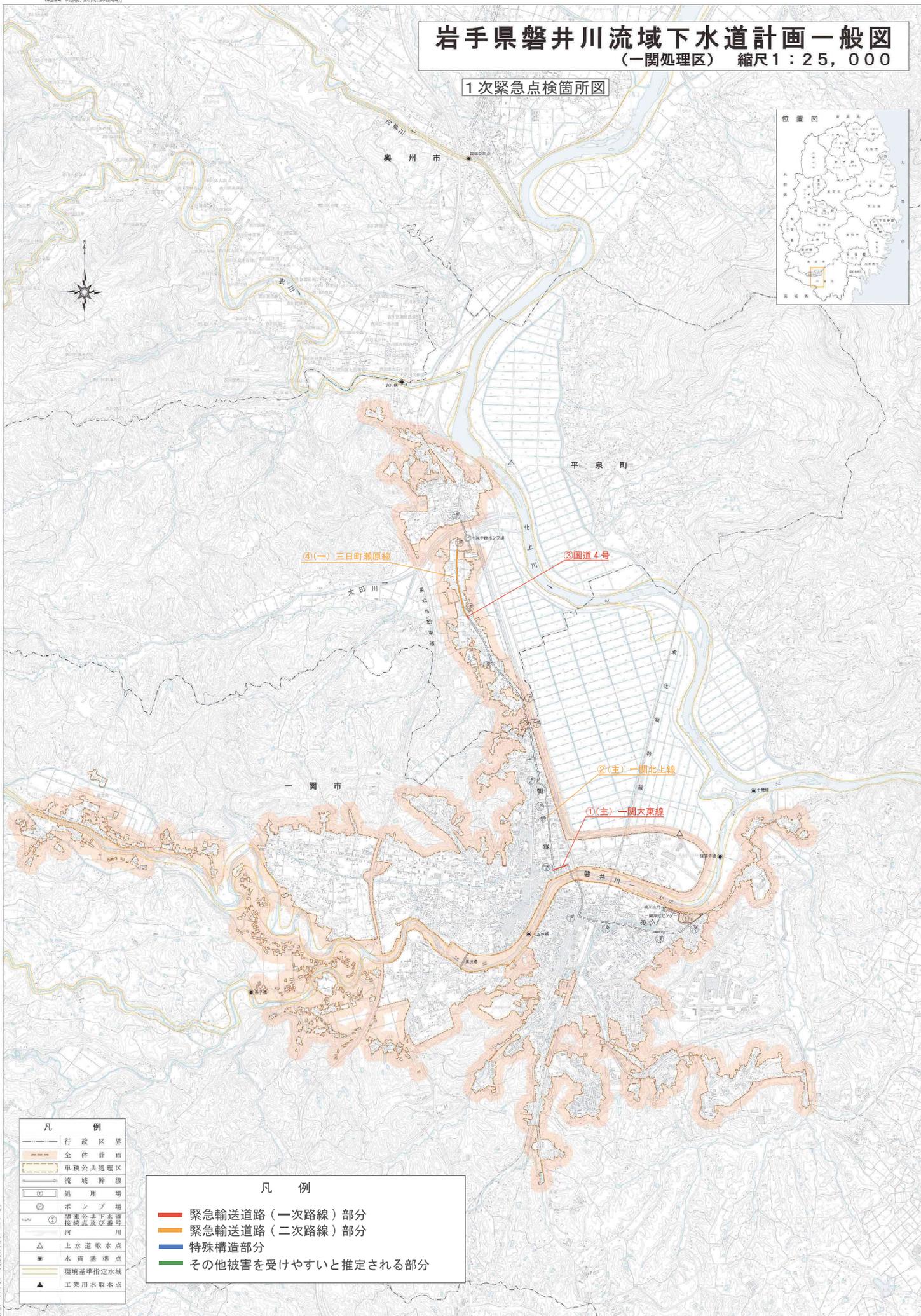
- ① 緊急輸送道路とは、岩手県地域防災計画で指定された緊急輸送道路
… 別表参照
- ② 特殊構造部分とは、水管橋、橋梁添架管 … 別表参照
- ③ その他被害を受けやすいと推定される部分 … 別表参照

第1次緊急点検の管渠施設点検箇所表

処理区	震度観測点	幹線名	No.	1次緊急点検箇所	路線名	種別
【一関処理区】	・一関市竹山町	一関幹線	①	M45～M47	(主)一関大東線	1次
			②	M37～M38間	(主)一関北上線	2次
	・平泉町平泉	一関幹線	③	M14～M15間	国道4号	1次
			④	M11～M14間	(一)三日町瀬原線	2次

岩手県磐井川流域下水道計画一般図 （一関処理区） 縮尺1：25,000

1次緊急点検箇所図



④(一) 三日町瀬原線
③国道4号

②(主) 一関北上線
①(主) 一関大東線

凡 例	
	行政区界
	全作計画
	単独公共処理区
	流域幹線
	処理場
	ポンプ場
	関連公基下水道 接続点及び施設
	河川
	上水取水点
	水質基準点
	環境基準指定水域
	工業用水取水点

凡 例	
	緊急輸送道路（一次路線）部分
	緊急輸送道路（二次路線）部分
	特殊構造部分
	その他被害を受けやすいと推定される部分

